市民活動センターが皆さんの活動をサポート

市民活動マッチングシステムや S-Mail の活用を

市民活動センターは、市民活動団体 (NPO やボランティアなど) の相談や情報発信、活動機会の提供などを行い、活動をサポートし ています。市民活動団体と企業・自治会・行政のコーディネートも 行っています。気軽にご利用ください。

生涯学習課 市民協働室

73992-3800

市民活動センター概要

開所日/火曜日~土曜日 9時~17時 ※年末年始を除く

ところ/生涯学習センター1階

【設備】

フリースペース

打ち合わせや休憩などに利用できる共用のスペース です。予約はできません。

コピー機、印刷機

市民活動に必要な書類を作成する際などにご利用く ださい。7月1日金からコピーは有料になります。

コピー機/白黒 10 円、カラー 50 円 ※用紙の持ち 込みは不要です。

印刷機/無料 ※1原稿につき30枚以上を印刷する 場合に利用できます。用紙の持ち込みが必要です。

5 950-8875



市民活動マッチングシステム

市民活動マッチングシステムは、市民活動団体の情 報を載せたり、探したりできるインターネット上の「お 知らせ板」です。情報を掲載したい団体は、登録が必 要です。閲覧は自由です。

【登録方法】

- ①団体登録申請書を市民活動センターに提出してください。
- ② ID と仮パスワードを送ります。
- ③インターネット上に団体情報が公開されたら、活動 情報を掲載してください。
- math https://io.dataeast.jp/susono/

※ブラウザの検索画面で「裾野市市民活動」と入力 すると、検索できます。

S-Mail (スマイル)

市民活動に関する講演会やイベント、補助金、団体 サポーター募集、エキストラ募集などの情報をメール で配信しています。

【登録方法】

ブラウザのアドレス欄にhttps:// io.dataeast.jp/ems/?id=sc-css と入力 し、画面表示に従って登録してください。



男女共同参画週間

毎年6月23日~29日は男女共同参画週間です。 男性と女性が、職場や学校、地域、家庭などでそれ ぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を 実現するためには、皆さん一人ひとりの取り組みが 必要です。

●男女共同社会基本法

男女共同参画社会の実現のための5本の柱

- 1. 男女の人権の尊重
- 2. 国際的協調
- 3. 社会の制度または慣行についての配慮
- 4. 家庭生活での活動と他の活動の両立
- 5. 政策などの立案と決定への共同参画

●臨時無料電話法律相談「女性の権利 100 番」

県弁護士会が女性の権利についての悩み相談に応 じます。現状を把握し、社会の関心を高めます。

閱6月25日出 10時~16時

内離婚や育児、金銭問題、雇用、労働環境の悩みな ど、女性が生活するうえで出会うさまざまな法律 問題について幅広く相談に応じます。

相談電話番号/932-1470



□県弁護士会 054-252-0008